



消費生活にかかわる知識を学び賢い消費者をめざしましょう。

景気回復の兆しが見えているというニュースもありますが、低金利時代はまだまだ続きそうです。「貯蓄から投資へ」という時代の流れもあり、少しでも有利な金融商品はないかと探している方も多いのではないでしょうか。そんな中、消費者意識に狙いを定めているかのように悪質業者が近づいてきます。何の支障もなくお金が増えれば願ってもないことですが、逆に大切な老後の資金や子どもの教育資金を失ってしまうことになりかねない場合もあります。今回は特にハイリスクな取引や、悪質な勧誘の事例を挙げました。業者のセールストークを事前に知り、被害を予防しましょう。



ハイリスクな取引、悪質な勧誘には断固とした態度で。

事例1 断ったのに契約書が届いて不安になっている。

業者から何度も電話がかかってきて「とても有利な金融商品だから」と執拗に勧誘されました。内容がよく理解できないので断っていたところ、突然パンフレットと契約書面が送られてきました。パンフレットを読むと、外国に援助している会社の社債を買う契約のようですが、なぜもうかるのかよく分かりません。契約書面なども申し込んだつもりはないので無視していますが、これでいいのか不安です。



アドバイス 放置は危険。契約する意思がないことをはっきり伝えましょう。

申し込んだ覚えがないからといって、そのまま放置しておくのは危険です。契約書にクーリング・オフ制度を設けているという記載がある場合は、定められた期間内にクーリング・オフ通知を出しましょう。制度が設けられていない場合は、内容証明郵便で申し込んでいないこと、契約する意思もないことをはっきり通知しましょう。申し込んだ覚えがなくても、業者に「電話勧誘時に契約が成立している」と言い張られてしまうと、証拠がないため解決が困難になる場合があります。

事例2 近々上場予定の会社の未公開株を買わないかと勧誘された。

業者から電話で、「当社は近々株を証券取引所に上場する。上場後の初値は値上がりするので、そのときに売れば利益が出るから」と株の購入を勧められました。本当なら良い話だと思いますが、ちょっと不安です。



アドバイス 詐欺的な勧誘もあるので、セールストークだけを信じるのは危険です。

株を販売できるのは、金融庁に登録のある証券会社等が株を発行している企業だけです。この事例の場合は、株を発行している会社からの勧誘ですが、最近自社株を販売するケースが時々見受けられます。注意したいのは、企業の経営実態がない、いつまで待っても上場されない、などの詐欺的なケースがあるということです。業者のセールストークのみを信じて契約することは、とても危険であることを覚えておいてください。



事例3 海外の先物取引を勧誘されたが、知識がないので心配

業者から電話で「現在原油価格が値上がり続けている。今が買い時なのでぜひ!」と勧誘されました。「今がチャンスです。このチャンスを逃さないで!」と急がせるような言い方でしたが、原油価格のことや先物取引については全く知識がないので不安です。



アドバイス 海外先物取引は素人には危険な投資です。

海外先物取引は元本の何十倍もの取引ができる「証拠金取引」と呼ばれるもので、大きな利益が得られることがある反面、相場の動きによっては元本以上の損失が発生する恐れがある「ハイリスク・ハイリターン」商品です。しくみが難しく、相場の動きを読むことも難しいので、素人が安易に契約するのは危険な取引です。



シ リ ズ 消 費 生 活

第40回 詐欺的な金融商品

ハイリスクな金融商品、悪質な勧誘には十分ご注意を!

～ 超低金利時代を背景に、詐欺的な金融商品被害が増えています～

◇参考資料:神奈川県民消費生活課 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi>

被害に遭わないために

業者のペースに乗せられないよう、毅然とした態度で対応しましょう。

悪質な業者はもうかるとのみ強調し、リスクについてはほとんど触れようとしません。しかし、必ずもうかるといようなうまい話があるわけはありません。それは分かっている、つい契約してしまうのは、業者の説明を長時間聞いてしまったなど、業者のペースに乗せられてしまったことが考えられます。また、こんなに詳しく説明してくれたのと思い、断りにくくなってしまったというケースもあるようです。よく分からない金融商品の勧誘を受けたときには、長話をせず、「興味がない」「契約する気持ちはない」など断固とした対応で断り、早々に電話を切りましょう。



最後に 金融商品に関しては、金融商品販売法、金融商品取引法などの法律が設けられていますが、悪質商法の被害は後を絶ちません。消費者自身が「適切に」「自己責任で」判断する姿勢が強く求められていることを覚えておいてください。

金融商品について詳しく知りたい場合は、勧誘してきた業者の説明を聞くのではなく、金融庁の金融商品取引苦情相談窓口や消費生活センターなど信用のおける機関に問い合わせると良いでしょう。自分で書籍などを読み、正確な知識を身に付けるのも有効です。

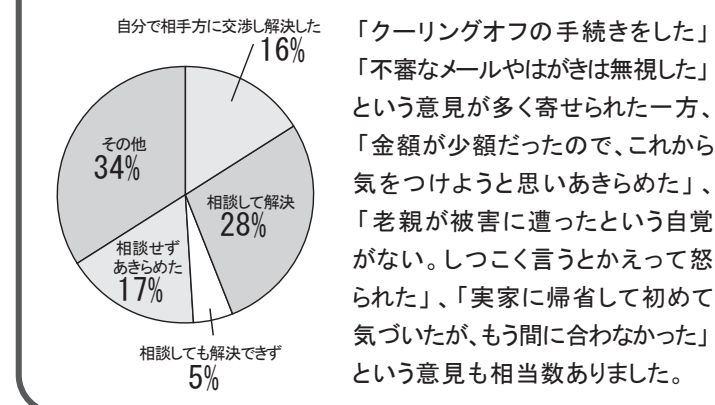
金融庁・金融商品取引苦情相談窓口
☎0120-64-5055



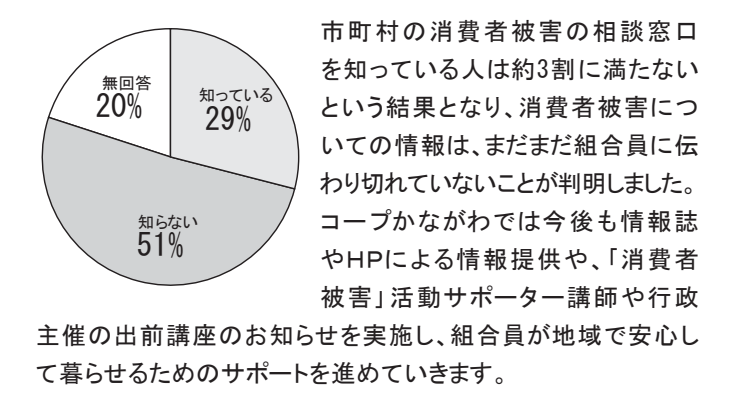
コープかながわ「消費者被害をなくそう会」 組合員の消費者被害アンケートより 第3回

消費者被害の実情を把握することを目的に、今年の消費者月間(5月)にアンケートを実施しました(回答数2,650名・複数回答あり)。アンケート結果をもとに消費者被害の傾向を知り、自分の身を守りましょう。

Q1 被害に遭った、遭いそうになったときどのような対処方法をとりましたか?



Q2 お住まいの市町村の消費者被害などの相談窓口を知っていますか?



「クーリングオフの手続きをした」「不審なメールやはがきは無視した」という意見が多く寄せられた一方、「金額が少額だったので、これから気をつけようと思いあきらめた」、「老親が被害に遭ったという自覚がない。しつこく言うとかえって怒られた」、「実家に帰省して初めて気づいたが、もう間に合わなかった」という意見も相当数ありました。

市町村の消費者被害の相談窓口を知っている人は約3割に満たないという結果となり、消費者被害についての情報は、まだまだ組合員に伝わり切れていないことが判明しました。コープかながわでは今後も情報誌やHPによる情報提供や、「消費者被害」活動サポーター講師や行政主催の出前講座のお知らせを実施し、組合員が地域で安心して暮らせるためのサポートを進めていきます。